

# 長井市平野児童センター 指定管理者事業計画書 概要版

	団体名	社会福祉法人 長井市社会福祉協議会		
	所在地	長井市館町北6-19		
	代表者名	会長 齋藤 環樹	電話番号	0238-88-3711
	設立年月日	昭和41年10月5日	FAX番号	0238-88-3712
団体概要	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所はなぞの保育園設置経営</li> <li>・障がい福祉サービス事業所せせらぎの家設置経営</li> <li>・老人福祉センターの設置経営</li> <li>・居宅介護等事業</li> <li>・中央児童センター管理運営の受託</li> <li>・致芳児童センターの運営管理</li> <li>・伊佐沢児童センターの運営管理</li> <li>・豊田児童センターの運営管理</li> <li>・平野児童センターの運営管理</li> <li>・福祉相談事業</li> <li>・高齢者ふれあいサロン事業の受託</li> <li>・高齢者等外出支援事業の受託</li> <li>・家族介護者教室事業の受託</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・ボランティアに関する事業(ボランティアセンター)</li> <li>・たすけあい資金貸付事業</li> <li>・生活福祉資金貸付事業</li> <li>・福祉サービス利用援助事業</li> <li>・生活困窮者自立支援事業</li> </ul> <p style="text-align: center;">その他、社会福祉を目的とする事業の企画・実施・調査・連絡調整等</p>		
応募理由	<p>核家族化・地域のつながりの希薄化・就労形態の変化等に伴い、児童福祉ニーズが多様化している現代において、市、住民及び関係機関と連携協働しながら地域の福祉課題の解決に向け取り組むとともに、過去の市内児童センター運営実績及び他保育事業等の運営実績を生かしながら、長井の地域福祉・児童福祉の充実に貢献していきたい。</p>			

## 事業の実施計画

### 【施設の管理運営に関すること】

#### ①児童センターの運営方針及び保育目標

##### ＜運営方針＞

- ・児童福祉の理念を保育の基本とし、子どもの人権を尊重しながら健全な児童福祉の向上に努める。
- ・保護者や地域との連携を密にし、多様化するニーズに対応できる施設づくりに努める。
- ・保育計画に基づき、保育内容の充実と共に指導技術の向上に努める。
- ・職員間のコミュニケーションを図り、和やかな雰囲気の中でそれぞれの役割や責任を果たす。

##### ＜保育目標＞

- ・健康でいきいきと遊べる子ども
- ・心豊かに表現できる子ども
- ・素直にあいさつができ、話したり、聞いたりできる子ども

#### ②保育サービスの向上に向けた取り組み

##### ・保育計画の検討と作成、記録の整備、評価の実施

児童の現状、社会環境等から実態を把握し、保育目標を設定、児童センター全体の保育計画及び各年齢毎の具体的保育計画を作成します。ねらいを明確にし職員間の共有を図りながら保育を実施するとともに、日々の記録、定期的な評価、検討会を行い、保育の質の向上と個々の児童の発達に沿った保育内容の充実に努めます。

##### ・障がい児等支援が必要な児童の受け入れと対応

障がい等により支援が必要な児童については、その子に必要な環境や支援を十分検討しながら、保護者、専門機関、行政と連携を図り、積極的に受け入れをおこなってまいります。担任及び担当職員を中心に、個々の能力と発達に沿った個別支援計画を作成し、集団生活の中で友達とのかかわりを持ちながら、個々の能力をのばすことができるよう、ひとりひとりに寄り添った支援を行ってまいります。他の児童においても支援の必要な児童との日々のかかわりから思いやりの心が育まれるよう取り組んでまいります。

また、保護者の心に常に寄り添いながら、いつでも相談できる体制をつくり、保護者支援を行ってまいります。

##### ・給食を通した食育の実施

年齢毎の食育目標をかかげ、給食を通して食の楽しさ、おいしさ、大切さ、マナーを身につけるとともに、行事食や長井市の地域の食材を知る機会を設け、食への関心を高めていけるよう取り組みます。また、園内の畑で地域の方の協力をいただきながら、種蒔きから収穫までの体験を行うことで、食に対する感謝の心を育てます。保護者に対しても栄養士の講話や給食試食会などを通し、幼児期の食の大切さを学ぶ機会を設けます。給食のアレルギー対応についても、市と連携を図りながら、安心安全な給食が提供できるよう取り組んでまいります。

##### ・保護者のニーズ把握と相談支援

保護者との意見交換の場を多く設け、保育に関するニーズ把握に努めるとともに、連絡帳や個人面談により個々の保護者の要望等の把握、子育て相談への支援を行います。子育て以外の生活上の悩み等については関係機関へのつなぎを行うなど生活全般において相談できる体制づくりを行い、早期対応により問題の解決に努めます。また市や他保育施設と連携し市内の保育ニーズや情報の収集を常に行うよう努めます。

・職員研修の実施及び他保育施設との連携

他保育施設と連携し、情報交換や保育内容の検討、子ども同士の交流事業を積極的に行うとともに、外部研修への参加、内部の伝達報告等を実施し、職員の資質の向上、保育技術の向上に取り組んでまいります。

児童センターの職員体制については、障がい、保健衛生、食育・アレルギー、保護者支援・子育て支援等の専門分野のリーダー等を配置しキャリアアップ研修により専門性を高め、サービスの向上につなげます。

・地域、ボランティアとの連携及び交流

地区行事への積極的参加や地域のボランティアの方々との交流、ふれあいを通して、子どもたちが地域に関心を持ち、自分たちの住む地域、文化、人々を大切にすることを育んでまいります。また、常に地域の声や要望等の把握を行い、地域の方に愛される施設となるよう努めます。

・小学校との連携

年長児が小学校生活にスムーズに移行できるよう、小学生との交流の機会を設けるとともに、同じく指導者同士の交流及び情報交換の機会を設け、情報の共有を行ってまいります。

【施設の維持管理に関すること】

①職員体制及び施設の管理体制

＜職員体制＞

職員配置については、児童福祉施設最低基準に基づき配置します。

館長、主任児童厚生員、児童厚生員、その他職員、嘱託医(内科医、歯科医)

開館時間内においては、児童の事故防止や防犯のため、常に複数名の職員を配置します。

＜施設の管理体制＞

・児童センター及び学童クラブ管理規程に基づき、業務内容及び業務分担等を明確にし取り組んでまいります。

・運営委員会において、平野芳児童センターの運営に関する全ての内容について関係者及び第三者の方々から意見をいただき、保育の実施内容や施設環境等の充実に努めます。

・施設の維持管理については、快適な環境を保つため職員分担により定期点検や清掃等を実施し、適切な管理を行ってまいります。また仕様書に基づき専門的な設備等の定期点検等を実施し、修繕等については市と協議しながら早期対応を心がけ取り組んでまいります。

・個人情報の取扱いについて、長井市個人情報保護条例及び当会個人情報保護規程に基づき、目的に沿って適正に利用し、館長を中心に取扱いには細心の注意を払い、厳重な管理を徹底してまいります。

②保育環境(衛生面・安全面)を整えるための取り組み

＜衛生面＞

・館内の清掃や遊具等の消毒については方法、分担、期間等を定め徹底し取り組むとともに、児童の健康管理及び清潔保持については体調の変化の観察等細心の注意を払い取り組みます。また、当法人保育園の看護師を中心とし、安全衛生対策について職員が常に情報を共有し意識を高め取り組んでまいります。

・感染症の予防については、市内及び近隣市町の感染者状況を常に把握するとともに、発生しやすい時期については消毒箇所や頻度の増など日々の衛生管理をより徹底してまいります。また保護者に対してはほけんだより等により予防周知を図ってまいります。発生時には、感染症マニュアルにそって早急に対処し、嘱託医の指導の下、感染の拡大防止に努めます。

特に、新型コロナウイルス感染症対応については、国、県、市からの通知及び指導に従い、施設内の感染症対策はもちろん、各家庭においても周知徹底を図り、安心して預けていただけるような環境づくりに努めます。

＜安全面＞

・事故防止のため、施設内外(敷地内)の危険箇所の確認と道具等の点検を行い、遊具点検については点検マニュアルに沿って月1回実施し記録します。老朽や破損により危険性が高いと判断できるものについては、市に報告の上早急に対応し、安全が確認されるまで児童が近づかないよう安全確保に努めます。

・館外保育やプールなど特に事故発生が心配される活動については、児童の健康状態をしっかりと把握し、対処や連絡方法、持ち物などマニュアル等を職員間で確認し合い常に危機管理意識をもって取り組んでまいります。

・事故が発生した場合は事故報告書を作成し、状況、経過、原因、保護者への連絡、今後の対策等を明確にし再発防止につなげます。事故に至らずとも危険を感じたものについては、ヒヤリ・ハット報告として作成し、今後の事故防止につなげるとともに、園内研修において事例化し検討することで職員間で統一認識をもっていきます。

③危機管理に対する取り組み

＜防犯対策＞

職員は常に防犯意識をもって子どもの身を守ることを最優先し、常にマニュアルを確認するとともに、定期的に対応方法や判断について警察の指導の下、訓練を実施します。また児童も含め避難場所の確認を行うなど防犯教室及び避難訓練を実施してまいります。

### <防災対策>

・各災害毎に作成しているマニュアルに沿って、近隣との連携をはかりながら、月1回様々な災害を想定した訓練を実施してまいります。職員は各役割分担を明確にし、児童の安全確保を最優先し、瞬時に対応できるよう取り組むとともに、日頃から障害物等の除去や雪の除排雪など常に避難経路を確保しておくよう徹底していきます。

### 【経費の縮減に関すること】

環境整備や光熱水費・消耗品等の節約については、職員のコスト意識、改善意識を徹底し、児童の保育に支障が出ないよう配慮しながら、経費の削減を目指します。館長は職員の取り組み状況を日常的に点検し、職員自らも取組状況の確認と見直しを行い、その他有効な取り組みがないか検討を重ねながら、改善するよう努めてまいります。

### 【運営手法等に関すること】

#### ①要望・苦情に対する対応について

##### <要望把握と対応>

・保護者会などを通し意見徴収できる場を多く設けるとともに、個別対応として連絡帳や面談等を通し要望把握を行います。いただいた要望に対しては迅速に対応し、検討が必要な事項については、市と協議しながら対応できるよう努めてまいります。

##### <苦情対応>

・当会苦情解決実施要綱に基づき、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を配置し苦情への対応を行います。年1回程度報告会を開催し、利用者の保護とサービスの向上、適正な事業運営に努めます。第三者委員については、保護者へ周知し、利用しやすい体制をつくります。

・苦情があった場合は苦情申出者の訴えを真摯に受け止め、早急に原因や事実確認等調査を行い、対応方法や改善内容について協議・決定し改善を図ります。

・苦情解決責任者及び受付担当者は外部研修等に参加するとともに、苦情があった場合は職員間で共有し検討会を行うなど自己研鑽に取り組み、その後の質の向上につなげます。

#### ②保護者との連携に対する取り組み

・父母の会や、かもしかクラブ等の活動を通して、児童センターと家庭との連携を密にし、より行事や環境整備へ協力いただきながら、保護者、児童センターが一体となって、保育の向上に努めます。

・保護者との連携により、個々の児童の状況把握及び共有を行い、保護者とともに児童一人ひとりの成長に合った保育に取り組んでまいります。また、保護者自身の不安、疑問、要望等を話し、子育てに対する悩み等を取り除くための援助を行います。子育て以外の生活上の悩み等については本人からの同意を得て関係機関へのつなぎを行うなど生活全般において相談できる体制づくりに努めます。